第15号様式

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

名称

氏名（代表者）　　　　　　　　　　殿

　　年度宅地開発無電柱化推進事業

補助金交付決定通知書

年　　月　　日付第　　　号で申請のあった下記の　　年度宅地開発無電柱化推進事業の交付申請について、「宅地開発無電柱化推進事業実施要綱」第21条第１項の規定に基づき適正なものと確認したので通知する。

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都知事

記

１　認定番号

２　交付決定額　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

* 内訳は、別紙のとおりとする。
* その他別紙交付条件による。

別紙

交付条件

・報告書の徴取

(1)　内容の一部又は全部が補助事業として不適格と認められる場合、補助金の対象事業から除外することがある。

(2)　次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。

ア　事業の内容を変更しようとするとき。

イ　事業を中止又は廃止しようとするとき。

ウ　事業の遂行が困難となったとき。

(3)　この補助金に関し、必要があると認めたときは、事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係職員に随時調査を行わせることがある。報告又は調査の結果、事業の遂行状況がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めたときは、事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(4)　この補助金に係る事業が完了したとき、交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助対象事業に係る完了報告書を提出しなければならない。事業の成果がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期日を指定してこれに適合させるための措置を命ずることがある。

・交付決定の取消し等

(5)　この補助金の交付の決定をした後、天災地変その他の事情により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

(6)　この補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。補助金の額の確定を行った後においても同様とする。

ア　第4条で定めた期間に補助対象事業が完了しないとき

イ　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

ウ　この補助金を他の用途に使用したとき。

エ　本事業に係る都の指示に従わなかったとき。

オ　事業を中止又は廃止したとき。

カ　補助対象者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）等又は暴力団に該当するに至ったとき。

キ　以上のほか、この補助金の交付決定の内容又は条件その他法令若しくは知事の指示に違反したとき。

・補助金の返還等

(7)　この補助金の交付の決定を取り消した場合においては、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(8)　この補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、補助金の返還を命じたときは、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、前記(5)に該当したため取消しをした場合においては、この限りでない。

(9)　補助金の返還を命じられた場合において、これを指示した納付期日までに、納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(10)　年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(11)　この補助金の返還を命じられたにもかかわらず、補助金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときは、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとする。

・その他

(12)　この補助金の執行に必要な手続は、宅地開発無電柱化推進事業実施要綱及び東京都補助金等交付規則に従い、速やかに行うこと。